

令和5年度

第13回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和6年3月5日(火) 午後1時30分～午後2時35分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（4月1日公告）の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 令和6年度 標準農作業料金等について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	今西 隆行		○
主事	辻 健作	○		主任	荻原 綾乃		○

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>ただ今より、令和5年度第13回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、黒木事務局長は欠席ですので、進行は私中村が務めさせていただきます。また18番前田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。20番小次委員さん、21番天根委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号81から89の9件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略)</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
<p>3番木村委員</p>	<p>受付番号84番の譲受人について、各地区に農地を購入され所有しておられるが、その後の管理が良くないように思う。例えばこの方が購入された〇〇地区の農地は、荒れ放題になっており、今後も同じことが想定される。担当地区ではその後の見守りをお願いしたい。</p>
<p>議長</p>	<p>貴重な意見をありがとうございます。</p> <p>担当委員の須應委員さん地元で何か聞いておられますか。</p>
<p>7番須應委員</p>	<p>私の地元にもこの方が所有される管理が行き届いていない農地が見受けられます。</p>
<p>議長</p>	<p>申請事由に住宅周辺の山林、宅地、雑種地も取得するとありますが、詳しい説明をお願いします。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>農地のほかに山林、宅地、雑種地も含めて土地を取得し管理したいとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>木村委員さんの意見についてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>以前から〇〇さんが管理しておられる農地について、十分な管理がされていないことは把握しています。しかし昨年度は、大半の所有されている農地で、11月末には管理をされていたと事務局で現地確認を行っております。今後も担当委員と状況を確認しながら見守り、指導を行っていきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>毎年行う農地パトロールで管理ずさんな農地があれば、情報を共有しまとめるのもいいかもしれませんね。</p> <p>今回の農地は須應委員さんの担当地区ですので、しっかりと目が届くようお願いします。</p> <p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号81から89の9件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号81から89の9件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(4月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和6年2月期の申し出分については、「令和6年4月1日公告 利用権設定内訳」とおりです。今回、利用権設定の一般分が合計63件339,677.90㎡、となっております。なお、受付後に取り下げとなったものが2件ございます。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p>

7 番須應委員	取り下げた 2 件について理由をお願いします。
事務局員 (本庁)	1 件は合意されていましたが、その後合意が難しくなり取り下げとなりました。もう 1 件は、利用権設定ではなく、3 条申請に切り替えられるため取り下げとなりました。
7 番須應委員	不成立となった農地は今後どのようにされるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	聞き取りまではしていませんが、自作地となりますので、自分で管理されるのだと思います。
議長	<p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画(4月1日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p> <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 50 から 51 について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 50</p> <p>位置等：説明資料の 5 から 12 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：自己資金</p> <p>他 法 令：経済産業省認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：なし</p> <p>その他：なし</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号 51</p> <p>位置等：説明資料の 13 から 29 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：自己資金</p> <p>他 法 令：特になし</p>

	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：なし その他：なし</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 議案の説明資料が少ないように思います。事務局は詳しい資料を添付してください。</p>
8 番寺西委員	<p>受付番号 50 の譲受人について、ネットで幹部の方が辞職したというニュースを見たのですが、会社について詳しい審査はしていらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>会社については、履歴事項全部証明書で所在、目的、役員などの情報をもって確認をしています。今回は経済産業省の設備認定書も提出されていますので、内容を審査し申請を受けております。</p>
議長	<p>実は広島県農業会議でも問題になっており、市の農業委員会では知りようのない情報です。各県より国として色々な事例を集めて情報共有してほしいと要望がでております。特に怖いのは外国資本や転売などです。また静岡での大規模災害の原因が、太陽光発電設備であったこともありました。営農型太陽光については、国が新しいガイドラインを示していますので、今後みなさんにお示ししたいと思います。</p>
2 番堀江委員	<p>受付番号 50 番の太陽光設備は規模が大きいですね。近くには民家はあるのでしょうか。近隣とのトラブルは発生しないという解釈でよろしいですね。</p>
3 番木村委員	<p>この地域は農業振興地域から除外されている。北側にもかなり大きい施設が設置されている状況です。民家は、国道の西側に点在している程度で影響はないと思う。</p>
議長	<p>周辺の草刈りについて会社とは話ができているのでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>管理方法については確認しておりません。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>西城は確認しておりまして、譲渡人に聞き取りしたところ、基本的には会社のほうでやっているそうです。</p>

2 番堀江委員	受付番号 51 番について、周辺の農地は作付けされているのでしょうか。
事務局員 (西城出張所)	自己保全で作付けはありません。
議長	<p>太陽光発電設備設置後の管理や周辺農地への影響について、設置前に会社と話をしてください。</p> <p>他県では、草刈りせず有害鳥獣の被害や民家からの苦情の話も聞きますので、しっかりと現地を確認していただきたいと思います。</p> <p>それでは、採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 50 から 51 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> <p>それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 62 から 66 の 5 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 62</p> <p>位置等：説明資料 6、30 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は平成 10 年頃実家が空き家となり、労働力不足のため農地まで管理できなくなり原野化した。</p> <p>現地確認：現地は笹が繁茂し復旧も困難な状況から、今後農地として利用する見込みもないことから、非農地であることを確認。</p> <p>受付番号 63</p> <p>位置等：説明資料 5、31 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は、昭和 60 年頃から労働力不足により耕作できなくなり原野化した。</p> <p>現地確認：現地は笹や低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局 (西城出張所)	<p>受付番号 64</p> <p>位置等：説明資料 13、32 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は母屋の敷地と隣接しており、以前は野菜などを栽培していた。平成 17 年に急傾斜地崩壊事業が開始され、工事業者より車両の進入路としたいと申出があり、申請者の敷地に設置された。工事終了後、進入可能な通路がなかったため、そ</p>

	<p>のまま残してもらった。今後も農地として利用する予定はない。</p> <p>現地確認：現地は母屋への進入路となっており、今後農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 65</p> <p>位置等：説明資料 13、33 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は平成 7 年に父が亡くなり、申請者は遠方に居住していたことから管理する者がいなくなり原野化した。</p> <p>現地確認：現地は草木が生い茂り、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 66</p> <p>位置等：説明資料 13、34 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は平成 6 年に父が亡くなり、管理する者がいなくなり荒廃していった。</p> <p>現地確認：現地は草木が生い茂り、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>議長</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>受付番号 64 番について、会社が使用している時は一時転用の扱いだったのでしょうか。</p> <p>事務局員 (本庁)</p> <p>工事の種類にもよると思うのですが、例えば県の直営の事業であれば許可不要ですし、許可を得ておられない場合も考えられると思います。</p> <p>一時転用の案件が担当地区で出た場合は、きちんと確認をお願いします。</p> <p>15 番瀬尾委員</p> <p>65 番と 66 番の改廃の時期が資料と議案で違うのですが、どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>事務局員 (西城出張所)</p> <p>65 番の改廃年は議案資料のほうが正しく平成 7 年が正しいです。</p> <p>66 番の改廃年も議案資料のほうが正しく平成 6 年が正しいです。</p> <p>それではないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について、受付番号 62 から 66 の 5 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>議長</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p>
--	--

	<p>それでは、議案第5号「令和6年度標準農作業料金等」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>議案第5号「令和6年度標準農作業料金等」の説明をします。令和5年度との変更については、広島県最低賃金の改定があったため、令和5年10月1日以降930円から970円に変更しております。梱運搬料については貨物自動車運送事業法との関係上、標準額として運搬料を記載するのは適切でない判断し削除しております。 ご審議のほど宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>皆様のほうから何か質問・ご意見等ありますでしょうか。</p>
16番金本委員	<p>前回2/5の役員会でも協議しましたが、燃料費等も高騰していることから燃料を使う作業については見直したほうが良いのではないのでしょうか。地元の農家から乾燥調整について見直してもらいたいと聞いております。</p>
議長	<p>先ほどの件について皆様に意見を伺います。 標準農作業料金について周辺の市町への聞き取りをしていますよね。</p>
事務局員 (本庁)	<p>三次市は特に変更がないということでした。安芸高田市については、標準というのが難しいので、示すのを辞めることを検討されているようでした。 市では平成14年から基本となる部分を積算して料金を決定しています。そこに近年の燃料高騰の料金分を積み上げるのは非常に難しい作業です。上記は参考で、地域の実情、圃場の状況、作業時間等の違いや「昨今の燃料高騰の部分を加味して」双方でよく話し合っ決めてください。という文言を付け加えてはどうかと思います。</p>
3番木村委員	<p>事務局が言われたように金額は色々な条件で全く違うんですね。これはあまり地域では参考にならない。参考程度として今までどおり地域の实情に基づいて、双方でしっかり話しあえば良いと思います。</p>
8番金本委員	<p>料金計算の根拠を整理して算出されているのであれば良いのですが。</p>
議長	<p>根拠はきちんと整理しております。 頼もうとする方とすれば、あまりにも高額になれば頼むのも辛いということもあります。そこら辺が地域で話し合っということになるんだと思います。農業委員会が示すのは標準的な作業料金を示す立場です。 燃料高騰により作業料金を上げてほしいという意見は承りました。</p>

2 番堀江委員	乾燥調整については農業の絡みもあり、農協は価格が安いです。1,300 円は妥当な設定だと思います。
4 番増谷委員	これは標準作業での料金ですから目安くらいの話だと思います。
20 番小次委員	乾燥調整の関係がありましたが、農協も 1,000 円位で請け負っていると思います。1,300 円は妥当な値段設定だと思います。この価格が自分の経営では難しいので若干上げてもらいたいとの方がおられれば、双方の判断でやられればいいのかと思います。
議長	<p>金本委員ありがとうございます。あくまで標準の料金ということで、農家の方と話し合いをしていただくようにお伝え頂ければと思います。</p> <p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 5 号「令和 6 年度標準農作業料金等」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p> <p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p> <p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長報告 ・地域計画の進捗状況（意向調査）について ・今後の主な日程 <p>報告を行った。</p> <p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p>

	これをもって、第13回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時35分)
--	---------------------------------------

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年3月5日

議 長
(道下 和子) _____

20 番委員
(小次 啓二) _____

21 番委員
(天根 公昭) _____